

浜松市 3R 推進優良事業者表彰制度実施説明書

第 1 章 表彰応募に係る手続き等

1 提出書類等

No	提供/提出	資料内容	提出期限
1	提供	浜松市 3R 推進優良事業者表彰制度要領(別添 1)	-
2		浜松市 3R 推進優良事業者表彰制度選考委員会設置要綱 (別添 2)	
3		浜松市 3R 推進優良事業者表彰 応募用紙 ※評価基準を含む (別添 3)	
4	提出	・応募用紙①～③ (別添 3) ・浜松市納税証明書※P2 参照	令和 6 年 10 月 4 日 (金)
5	提供	結果通知書※P3 参照 (別添 4)	令和 6 年 12 月中を予定

2 スケジュール

本表彰におけるスケジュールは次のとおりとする。

応募期限：令和 6 年 10 月 4 日 (金)

現地確認：令和 6 年 10 月～11 月 (別途通知)

選考委員会：令和 6 年 12 月

結果通知：令和 6 年 12 月中

表彰式：令和 7 年 1 月末(予定) (別途通知)

担当部署・問い合わせ先・書類提出先

〒432-8023 浜松市中央区鴨江 3 丁目 1-10

浜松市環境部一般廃棄物対策課

電話：053-453-6192 FAX：050-3737-2282

メールアドレス：ippai @city.hamamatsu.shizuoka.jp

担当：山本 石野

3 応募書類

(1) 応募書類

ア 応募用紙 (①、②、③) 10部

イ 直近年度の浜松市納税証明書 1部

※課税が無い場合は提出不要とする。

(2) 提出期限 令和6年10月4日(金)

(3) 提出方法 持参又は郵送(提出期限までに必着とする。)

4 無効となる応募内容

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

(1) 浜松市3R推進優良事業者表彰制度要領第2条に該当しないもの。

(2) 虚偽の記載をした応募。

(3) 現地確認を拒否した応募。

5 応募内容等の取扱い

(1) 応募書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

(2) 提出された応募書類は、本表彰制度における表彰候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。

(3) 応募書類は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の応募書類の使用に関する費用は、無償とする。

(4) 応募書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

(5) 応募書類の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。

(6) 応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された応募書類を無効とする。

(7) 応募用紙の提出は、1者につき1案のみとする。

(8) 提出された応募書類は返却しないものとする。

(9) 応募書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は応募者が負うものとする。

第2章 審査の手続き及び表彰者の特定

1 応募書類の審査

応募書類の審査は次のように行う。

【現地確認】

ア 実施日 令和6年10月～11月（詳細については対象者に別途連絡する）

イ 現地確認審査は、応募内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された応募書類のみを使用し、他の資料、機材等は不要とする。また、応募者のごみの保管場所を確認する。

【選考会議】

ア 浜松市3R推進優良事業者表彰制度選考委員会設置要綱に基づき評価を行う。

イ 評価基準に従い審査を行う。

ウ 応募者は選考会議への出席は不要とする。

エ 応募者には令和6年12月中に結果通知書を送付する。

オ 表彰者は10件以内とする。

2 表彰式

表彰者は表彰式に出席するものとする。

（詳細については対象者に別途連絡する）

第3章 その他

- ・表彰者の応募内容は浜松市HP等で公開するものとする。（公開内容は別途連絡する）
- ・手続において使用する言語は日本語とする。